

3. みんなが安心して生活できる地域づくり

第1章 現状と課題

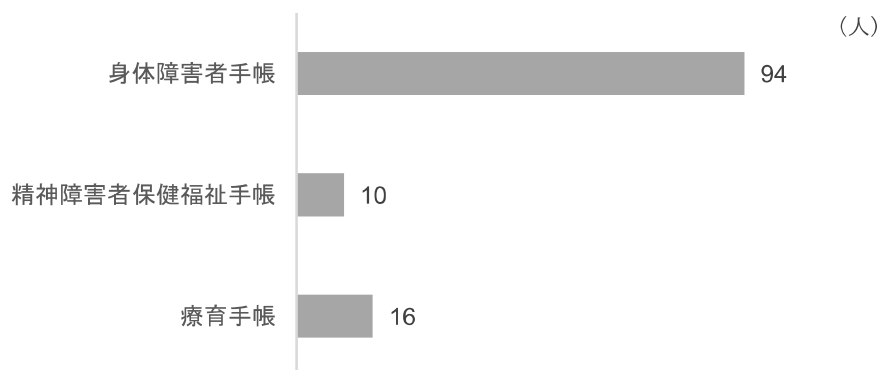
1. 「保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査」結果から見た課題

本計画策定のためにアンケートについては、「第1期佐々町保健福祉総合計画」策定に当たり町内全世帯に対して同時期にアンケートを実施するため、回答者の負担を鑑み、保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査票中に、一部本計画策定に関連する設問を入れ実施しました。以下同アンケートより、障害者手帳等を所持されておられる回答者からの回答から、本計画策定の参考とすべき項目を抜粋しました。

■手帳所持者のアンケート回答数（問25より）

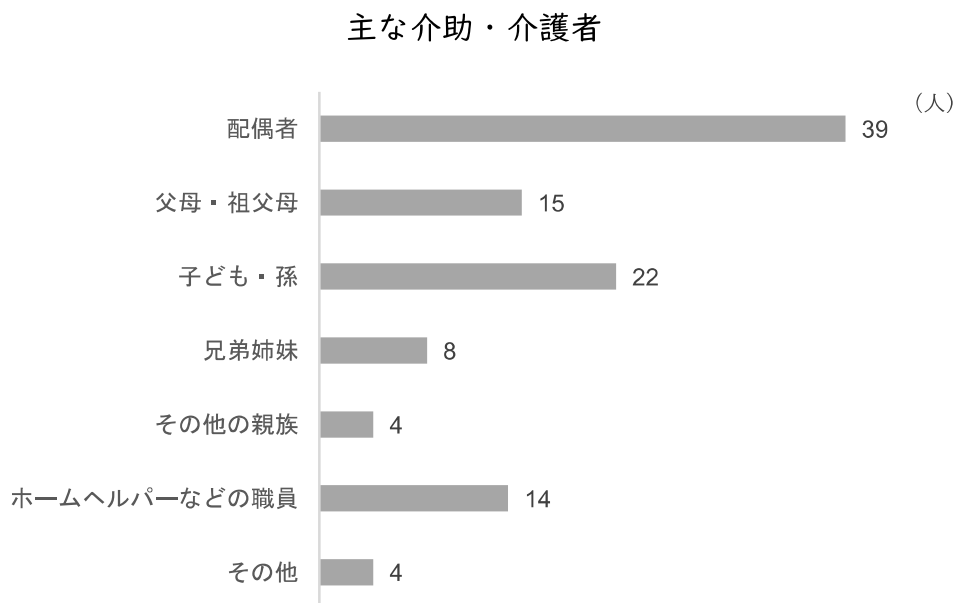
問25「（あなたや同居している方に、高齢者や障がいなどで介護・介助が必要な方がおられる方のみお答えください）介護・介助が必要な方は、選択肢の手帳や介護認定をお持ちですか？（複数所持の場合複数回答可）」で、何らかの手帳を所持していると回答した方は、114人でした。複数の手帳や介護認定を所持ないし受けられている方が6人おられたので、下図の手帳毎の延べ所持者数は120人となります。前述令和5年3月31日時点での町内における障害者数の延べ人数795人の約15.1%に当たります。

「第1期佐々町保健福祉総合計画」アンケート回答者中の各種手帳所持者数



■主な介助・介護者（問26より）

問26「（あなたや同居している方に、高齢者や障がいなどで介護・介助が必要な方がおられる方のみお答えください）介護・介助が必要な方を、とくに中心となって介助してくれる方は誰ですか？」への回答は、配偶者（夫または妻）が回答106人中39人（約36.8%）、次に子ども・孫が同22人（約20.1%）でした。父母・祖父母とした回答は15人ですが、このうち介助や介護が必要な方の年齢は、30歳代が5人、40歳代が3人、10歳未満が2人となっています。その他の回答として、介護医療院や生活介護施設が挙げられています。



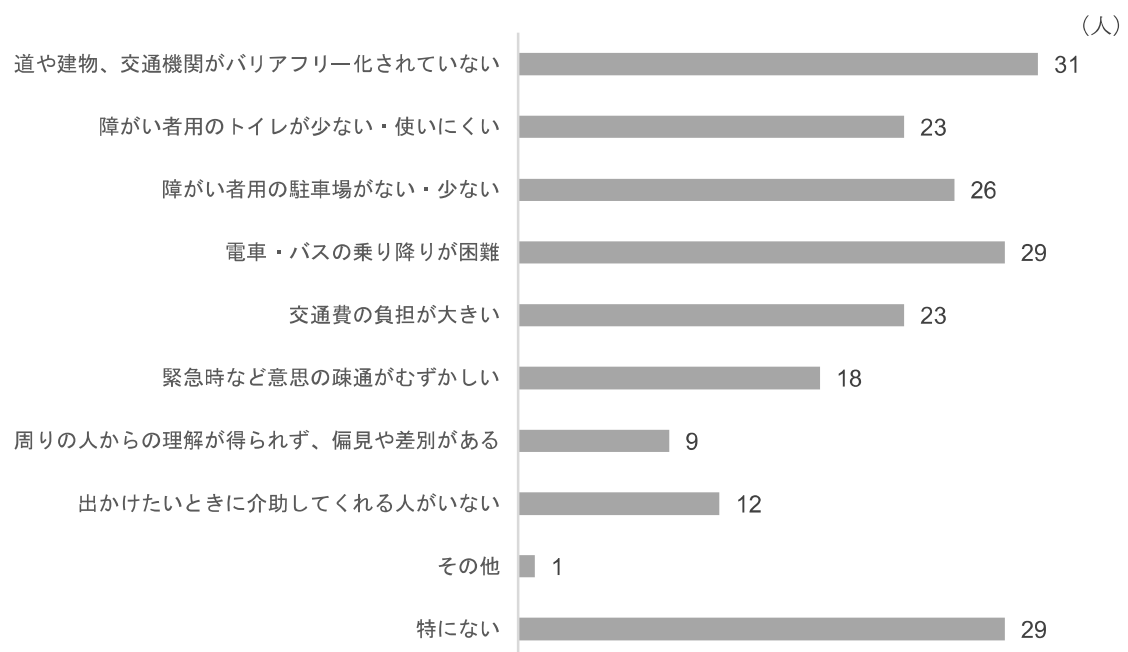
■外出するときに困ること（問27より）

問27「介護・介助が必要な方が、外出するときに困ることはありますか？（複数回答可）」への回答は、「道や建物、交通機関がバリアフリー化されていない」31人（約27.2%）、「電車・バスの乗り降りが困難」29人（約25.4%）、「障がい者用の駐車場がない・少ない」26人（約22.8%）、「障がい者用のトイレが少ない・使いにくい」23人（約20.2%）といった、交通インフラや交通機関・トイレ等のバリアフリー化が進んでいないことへの不満の回答率が高かったです。「車両が小さい」、「介護タクシーが少ない」といった自由回答欄への記載も見られまし、

いった、配慮の無いマナーを嘆く回答もありました。「交通費の負担が大きい」と回答された方も23人（約20.2%）でした。

また、「緊急時など意思の疎通がむずかしい」18人（15.8%）、「周りの人からの理解が得られず、偏見や差別がある」9人（7.9%）と、外出時の不安やストレスを感じる方も少なくないことが解りました。

さらには、「出かけたいときに介助してくれる人がいない」12人（約10.5%）と、外出の希望・機会を逸するような状況がある方もいらっしゃるということが解りました。

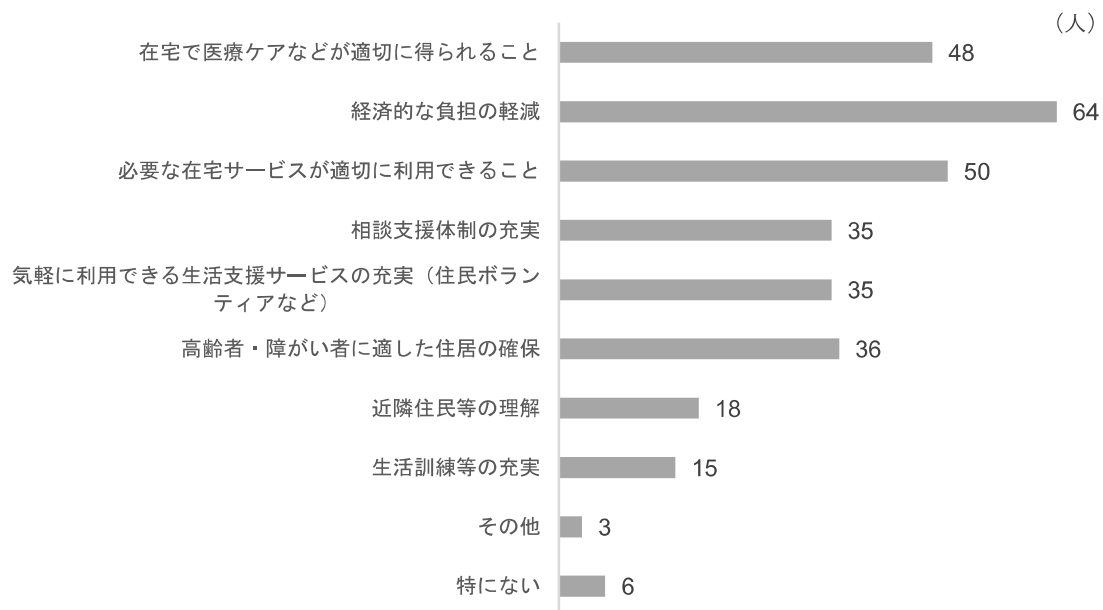


■住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な支援（問28より）

問28「介護・介助が必要な方が、これから先も住み慣れた地域で暮らし続けるためには、どのような支援があればよいと思いますか？（複数回答可）」への回答は、「経済的な負担の軽減」64人（約56.1%）とする回答が最も多かったです。次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」50人（約43.9%）、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」48人（約42.1%）、「高齢者・障がい者に適した住居の確保」36人（約31.6%）が挙げられています。安心して暮らし続けるための経済的な支援と同時に、適切なサービス提供の維持についても要望が高いことが解りました。また、介護・介助者の記入

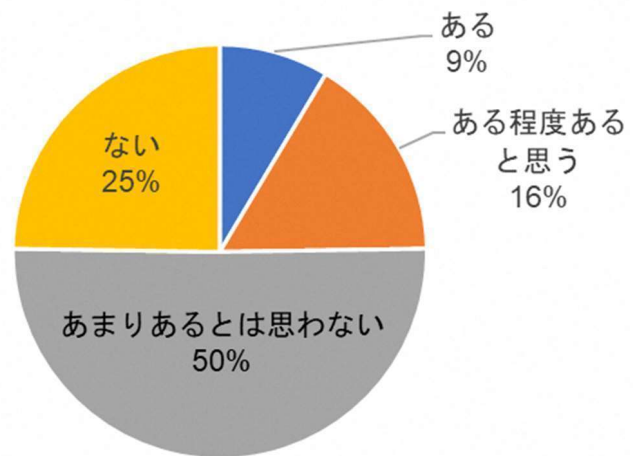
と推察されますが、「数日か数時間でも預けられる場所」という自由回答がありました。自立した生活を営むための「生活訓練等の充実」が必要とする回答者は15人（約13.2%）でした。

「相談支援体制の充実」と「気軽に利用できる生活支援サービスの充実（住民ボランティアなど）」も、35人（約30.7%）が回答しておられました。「近隣住民の理解」を、暮らし続けるために必要な支援とする回答者は、18人（約15.8%）でした。支援内容に応じて、支援者の幅を広げるための仕組みが必要であると同時に、自由回答において「電話等でも良いので、悩みをきいてくれる話し相手になってくれる人」という意見も出されており、相談や心配事を聞いて欲しい全ての方に寄り添える、相談支援体制及び運用についても引き続き重要な課題であることが解りました。



■差別や偏見（問33より）

問33「あなたは、あなたの周りの学校や仕事場、住んでいる地域において、障がいがある方に対する差別や偏見があると思いますか？」への、障がい者の方（アンケート回答者中で手帳を所持しておられる方）からの回答は、「ある」「ある程度あると思う」の合計で、本問回答者の約4分の1でした。



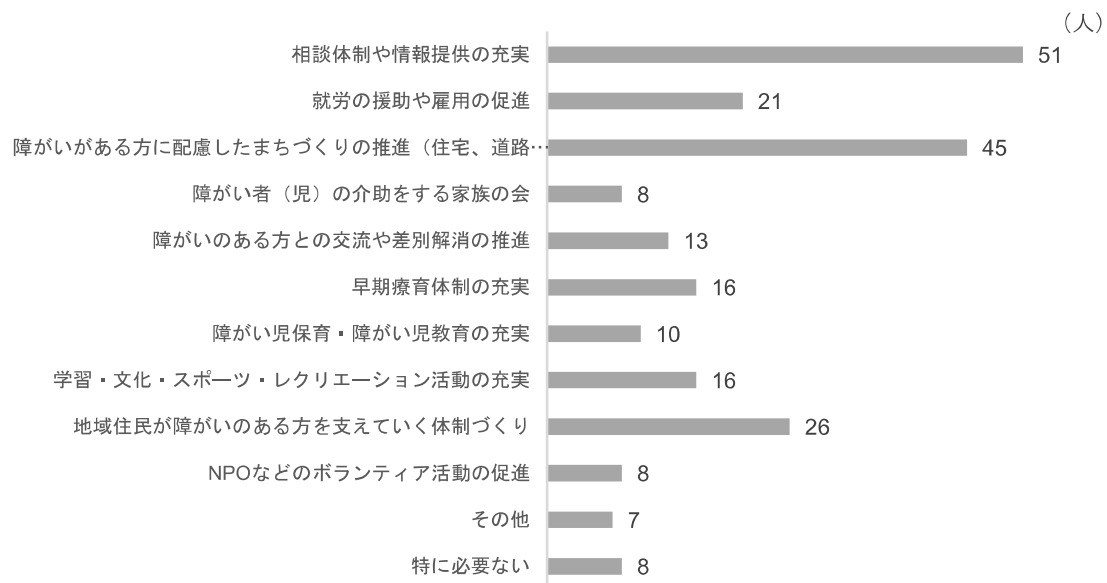
これら差別や偏見を感じられている方からは、「みんなと違う」、「言っても分からないと諦められている」、「他地域から転入してきて、疎外感を感じる」、「すりこみによる無意識の偏見、自分達との違いを認められない」、「差別的態度」、「接触や交流を煩わしく思う」、「障がい者に対する理解がない時がある、認知症には特に難しいと思う」、「知的障がいなどの、年齢にあわない行動などに対する周りの理解」、「障がいを持つ人や家族に対し、サービスに関する情報や支援が少ないところに、差別的なものを感じる」といった自由回答がありました。

■町が今後特に力を入れるべき施策（問34より）

問34「佐々町が今後、障がいがある方のために特に力を入れるべきだと思う施策は何ですか？（複数回答可）」への回答は、「相談体制や情報提供の充実」51人（約44.7%）と「障がいがある方に配慮したまちづくりの推進（住宅、道路等）」45人（約39.5%）が多く、次いで「地域住民が障がいのある方を支えていく体制づくり」26人（約22.8%）、「就労の援助や雇用の促進」21人（約18.4%）となっています。

自由回答としては、「本当に家から一歩も出られないので、少し息抜き出来る場所」、「通院サポート（人、車）」、「障がいの程度、種類に応じた自立支援」、

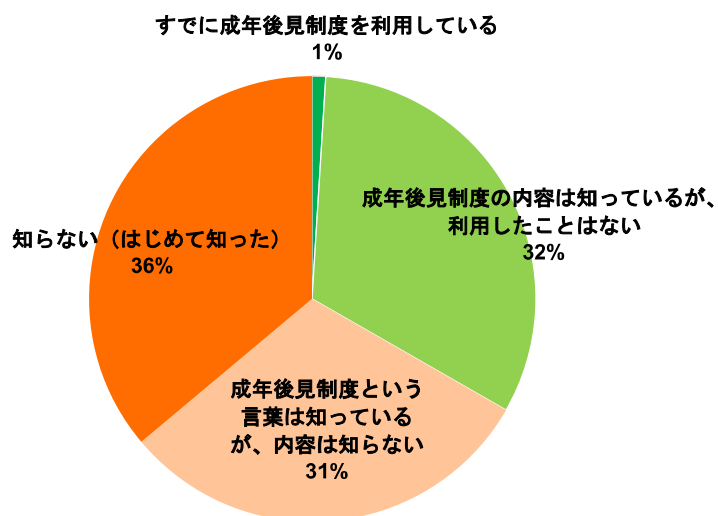
「歩行困難で精神発達の遅れのある子どもたちにオムツの支給や、健常の子よりも医療費を少しだけでも安くしてほしい」、「バスの無料化（福祉パスをつくらしてほしい）」といった要望以外にも、「障がい者という括りが窮屈、個性（と捉えるべき）」、「ほとんど老人ばかりの集まりで、子供さんたちの姿を見るとすごく元気をもらえる、佐々に住めることに幸せを感じる」という意見もありました。



■成年後見制度（問 35 より）

問 35 「成年後見制度があることを知っていますか？」への回答は、既に利用している方が1人（約1%）、「内容は知っているが利用したことはない」33人（約32%）でした。「知らない（はじめて知った）」39人（約36%）、「言葉は知っているが、内容は知らない」33人（約31%）と、制度の認知度が低いことが課題です。

3. みんなが安心して生活できる地域づくり【第3期障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画】



※障害者手帳の所持者数等については、第1期保健福祉総合計画の第1章、2.佐々町の現状の箇所に掲載しています。

第2章 本実施計画の位置づけ等

1. 計画の位置づけ

近年、多くの法制度の施行や改正が行われ、障がい者や障がい児を取り巻く環境は大きく変化しています。国は、平成23年に障害者基本法を改正し、同法第1条に示す「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念」に基づき、障害者基本計画を策定、これと整合する形で地方障害者計画（都道府県計画及び市町村計画）が各地で策定されています。佐々町では、平成28年2月に、第2期佐々町障害者計画（平成28年度～令和5年度）を策定し、障がい福祉施策を推進してきました。令和5年3月、国の第5次障害者基本計画（令和5年度～令和9年度）が策定され、佐々町の現計画期間が令和5年度をもって終了することから、新たに令和6年度を初年度とした「第3期佐々町障害者計画」を策定することとしました。本計画は以下の障がい児者に関する行政計画を一体のものとしています。

第3期佐々町障害者計画（令和6年度～11年度の6か年）

本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

第7期佐々町障害福祉計画・第3期佐々町障害児福祉計画

（令和6年度～8年度の3か年）

同計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に基づき、障がい児者の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、令和8年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定めるものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合

支援法）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

2. 計画の推進

本計画は、関係各課、関係機関・団体、障がい者当事者の方などとの連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。具体的には、多世代包括支援センターが中心となり、地区担当制や地域ネットワーク情報交換会、地域ケア会議や地域支援連絡会議等における情報の共有と適切な専門職による対応により、円滑でスピード感のある計画の遂行に努めます。また、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行いながら、円滑な推進に努めます。

3. 計画の点検・評価

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、「佐々町地域共生推進協議会」において、毎年度、進捗状況について点検・評価を行い、意見を聞くこととします。

4. 長崎県、県北圏域構成市町・近隣市町との広域連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズにあった施策を展開するためには、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など、多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それらの関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

また、国が示した目標を実現していくためには、就労支援事業所による一般就労への橋渡しや雇用型への誘導方策、保健所の協力が必要となる精神障がいのある人の地域生活への移行促進など様々な課題があります。このような障がい者福祉施策の充実や制度の見直しなどについて、長崎県や県北圏域構成市町（平戸市、松浦市）や近隣市町とも協力・連携し、問題解決に取り組んでいきます。

第3章 具体的な取り組みと評価指標

■障害者計画

1. 障がい理由とする差別の解消と権利擁護の促進

障がいの有無にとらわれることなく、お互いに個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、住民一人ひとりが障がいについて、理解することが必要です。

【具体的な取組】

項目	取組内容
相互理解の促進	・障がいの理解や支援の一助となるよう、広報誌やホームページ等を活用し、普及啓発を行います。ヘルプマークなどの障がいのある人に関するシンボルマークの周知に努めます。 ・障がい及び障がいのある人に対する理解を促進するため、小中学校の児童生徒が、障がいのある子の特性を理解できるよう教育委員会と連携して取り組みます。
障害者差別解消法の普及・啓発	・障害者差別解消法の趣旨に基づき、行政のみならず企業や住民にも広く周知し、地域全体で障がいのある人の差別解消と合理的配慮の提供の取り組みが広がるよう努めます。 ・合理的配慮についての理解を深めるため、総務課と連携し町職員向けの研修を実施します。 ・障がいのある人に対し、適切な対応や配慮ができるよう、町職員が活用できる窓口対応マニュアルを策定します。

2. 地域での生活支援の充実

障がいのある方が、必要な支援を受けながら、適切に意思決定ができるよう支援することが重要です。また、地域での生活を支えるために、福祉サービスを充実される必要があります。

また、障がいのある子どもの保護者は、子どもの発育・発達や将来の生活など、様々な不安や心配を抱えています。早期からきめ細やかな支援が重要となります。

【具体的な取組】

項目	取組内容
相談支援体制の充実	・多世代包括支援センターにおいて、地区担当者や専門職が様々な相談に応じており、専門的で細やかな相談を行い、適切に専門職やサービスにつなげるよう相談機能の強化に努めます。 ・障害者相談委員と連携し、相談場所の周知と相談しやすい環境に努めます。
障害福祉サービス等の充実	・障害福祉サービス等の提供により、障がい者の地域生活を支援します。 ・町内の障害福祉サービス事業所を一堂に会する支援会議を年に6回開催し、情報共有や事例検討会を継続し実施することで、町全体でサービスの質の向上を図ります。
地域生活支援事業の充実	・地域で生活する障がい者の自立した日常生活や社会生活の充実を図ります。 ・障がいのある人のニーズを踏まえ、柔軟に事業を実施できるよう努めます。
障がい児支援の充実	・就学前から広範囲にわたり、発達に関して相談を受け付けます。相談内容に応じて、支援機関につなげるなど、切れ目のない適切な支援を行います。 ・専門的療育の支援が必要な児童に対しては、早期の療育が受けられるよう関係機関との連携を図ります。 ・各健診から運動、精神発達の遅れがあり経過観察になった児童に対し、専門職による相談の実施

	や適切な医療や療育につなげます。 ・保育所や認定こども園等において、障がいのある子どもの発達に応じた教育・保育ができるように、専門職の訪問を実施するなど、保育士がきめ細やかな対応ができるよう支援します。
--	--

3. 障がい者の社会参加の促進

障がいのある人の誰もが、その適正と能力に応じた職業を持つことや、地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、障がいの特性に応じた支援が重要です。

また、障がい者雇用についての情報や理解促進を図るなど、就労機会の拡大を図ります。

【具体的な取組】

項目	取組内容
就労の推進	・国、県等による障がい者の職業訓練、就職相談会等の就労支援情報の提供を行います。
町職員における障がい者雇用の推進	・障がいのある人材の計画的な職員採用の推進を図ります。
優先調達推進	・障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等が提供する物品や草刈り等役務の優先購入（調達）を推進します。
社会参加の促進	・障害福祉サービス事業所等で制作された製品の販売を促進するため、さざまる市場をはじめとする地域のイベントへの出品や地域での交流機会の拡大を図ります。
外出支援	・佐々町心身障害者（児）福祉タクシー助成事業によるタクシー料金の半額助成（上限 1,000 円）の継続と、対象者の拡充を図ります。

4. 安全・安心対策の推進

障がい者や高齢者をはじめとするすべての人々が、安心して地域社会で生活するには、あらゆる分野の活動に参加しやすく、暮らしやすい生活環境が求められます。

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は、障がいのある人の社会参加にもつながることから、今後も継続的に環境整備に取り組む必要があります。

【具体的な取組】

項目	取組内容
環境整備の促進	・公共施設の新築や改修工事時において、バリアフリー化を図ります。 ・公営住宅の新設・改築にあたっては、障がい者・高齢者に配慮した住宅の整備を進め、住まいの確保を図ります。
情報提供の充実	・障がいのある人が情報を受診しやすいよう町が発行する広報誌、パンフレット、ガイドブック、ホームページ等について、障がいに配慮した情報提供を行います。 ・障がい者等やその家族に対して情報提供するとともに広報誌、パンフレット、ガイドブック、ホームページ等を活用し、住民に対する啓発事業を実施します。
災害時の避難・救助体制等の充実	・災害時に自力では避難できない、または他の支援者の支援が必要である避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成し、支援体制を構築し、災害時の避難等における効果的な支援を行います。

■障害福祉計画・障害児福祉計画

令和5年5月、国（こども家庭庁・厚生労働省）によって、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示されました。以下の7点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することとしています。

【国 基本指針】

- 1、障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2、市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4、地域共生社会の実現に向けた取組
- 5、障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6、障害福祉人材の確保・定着
- 7、障害者の社会参加を支える取組

1. 施設入所者等の地域への移行

【現状と課題】

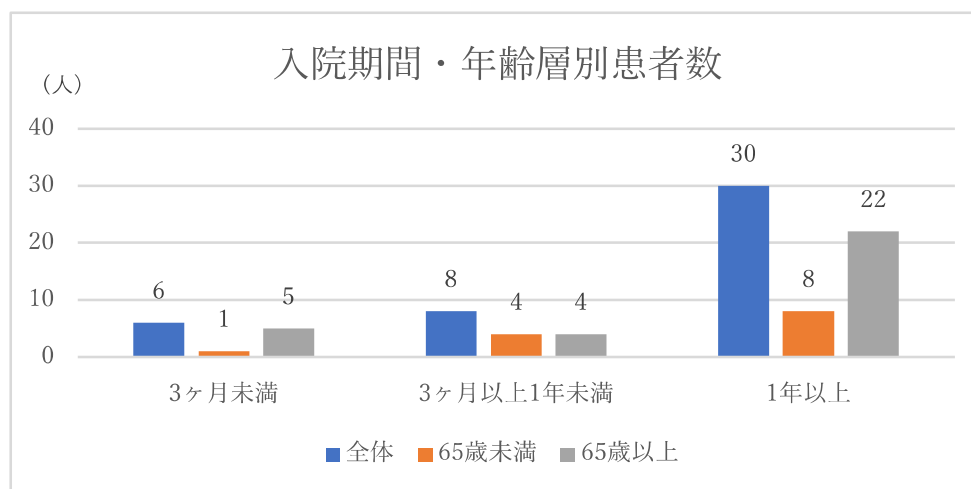
施設入所者は一定数を推移しており、入所者の重度化・高齢化がすすんでいます。また、受け皿となるグループホーム等での対応が困難である入所者も認められ、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制が必要です。

精神病院の入院患者数は、全国中央値と比較すると（人口10万人あたり）高い状態です。特に1年以上長期入院している、65歳以上の高齢者の割合が多くなっています。

2021年6月時点 入院時患者数

(人)

	入院患者数	入院者数(65歳未満)	入院患者数(65歳以上)
合計(全国中央値)	44 (72)	13(25)	31(43)
人口10万人あたり (全国中央値)	312.1 (221.3)	92.2(79.9)	219.9(136.8)



出所：ReMHRAD 地域精神保健福祉資源分析データベースより引用

障がい者の心身機能に応じて、意思を尊重し、生活する場を選択することができる機会を作ることが必要です。

地域生活への移行を円滑に進めるためには、各種ニーズに対応するための相談支援体制の充実、施設入所者の社会生活能力を高めるための自立訓練等の充実、地域での暮らしをサポートする訪問系・活動系サービスの確保が必要です。

【目標】

・施設入所者数 基準値と目標値（単位：人）

項目	基準値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
施設入所者数	18	1

国の数値目標（令和4年度末時点の施設入所者の5%以上削減）

・施設、病院等らの移行者 基準値と目標値（単位：人）

項目	基準値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
施設・病院等からの移行者数	62 (施設入所18人、入院44人)	4 (施設入所者1人、入院3人の見込み)

国の数値目標（令和4年度末時点施設入所者の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行）

入院患者数は、ReMHRAD 地域精神保健福祉資源分析データベースを参考

【具体的な取組】

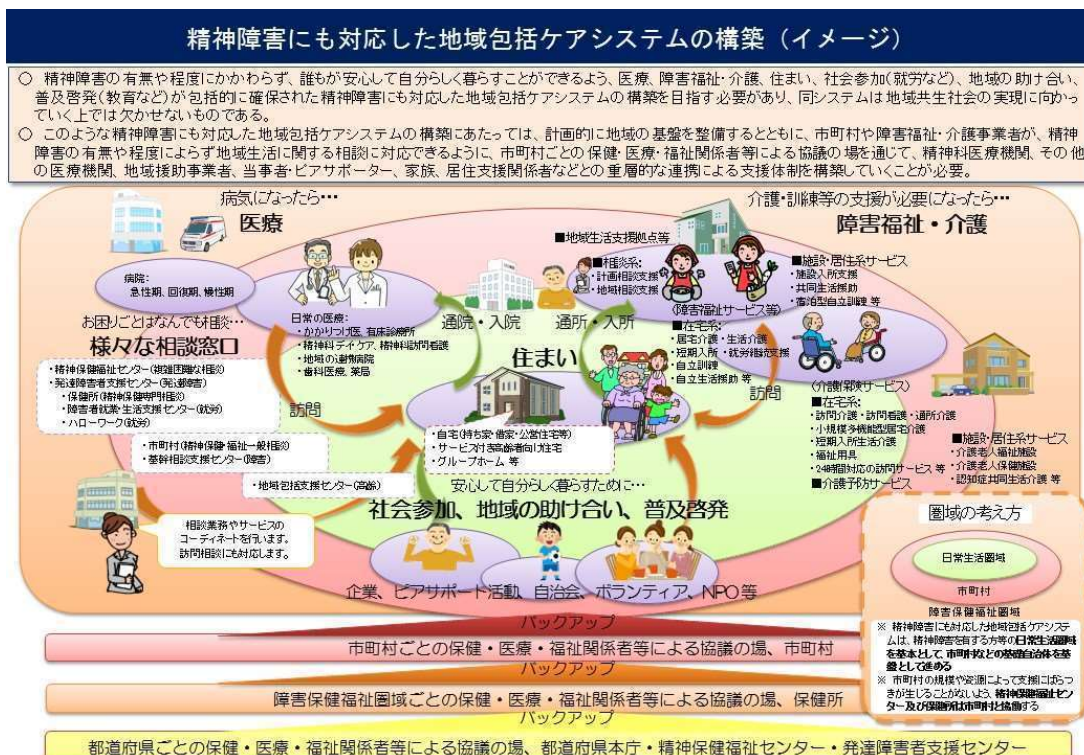
上記の現状・課題を踏まえ、地域移行までの体制整備として、施設・病院からの相談先を明確にします。地域移行への課題などの解決、移行後の受け皿である一般住宅やグループホーム等の関係機関との連携体制を構築します。

項目	取組内容
基幹相談支援センターの設置	・基幹相談支援センターを設置することにより、関係機関等に向けて、相談・調整先を明確にし、窓口の周知を図ります。 ・センター内に、相談支援専門員・社会福祉士・精神保健福祉士等の専門職を配置します。
施設・精神病院へ地域移行の普及啓発	・県北保健所等とも連携し、地域移行の理解促進に関わる普及啓発を行います。また、長期入所・入院患者の傾向や課題を把握し、地域移行への課題の解決に向けた方策を検討します。

地域移行支援部会の実施	・入所、入院時から本人や家族と継続的に関わり、本人の意思を尊重し、自立支援協議会の部会である地域移行支援部会において、地域移行までの検討と具体的な支援を行います。
地域生活移行後の継続的支援	・地域生活移行後も関係機関である相談支援事業所・その他のサービス事業所とも協力し、本人の心身の状態に応じて日常生活の相談対応を継続的に実施します。 ・問題が複雑化した場合には、ケース会議を行い、専門機関への橋渡しをするなど切れ目のない支援体制を整えます。
高齢・障がい地域支援会議	・行政・医療・介護・障害福祉サービス事業所が参加する定期的な連絡や課題の解決、検討の場である「高齢・障がい地域支援会議」において個別及び地域全体の課題の共有を行い、今後の地域生活への移行の促進について検討します。

2. 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の推進

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」は、精神障がいを持っていても、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加・地域の支えあい・教育など各分野が、地域の実情に合わせて包括的に構築された状態を目指しています。



出所：「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み」厚生労働省

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の5つの要素

構成要素	主な内容
地域の助け合い・教育	・当事者、家族が地域・社会で受け入れられる環境づくり、住民同士の見守り ・精神障がい、メンタル不調の理解促進に向けた教育、普及啓発
住まい	・精神障がい者の住まいの確保に係る課題と実態把握 ・地域支えあい活動による生活支援の充実 ・公営住宅等への入居促進、民間事業所等との連携による賃貸住宅の利用促進

社会参加	・精神障がい者の希望や適正を踏まえた就労支援の充実 ・精神科病院、行政、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所等とハローワーク、企業の連携 ・ジョブコーチなどによる職場定着支援、関係機関との連携 ・ピアサポーター活躍の場の確保
保健・予防	・メンタル不調の早期発見と介入 - メンタル不調チェック、精神保健福祉相談窓口の周知・利用促進 ・メンタル不調者及び家族支援の充実 ・ひきこもり・閉じこもり支援、自殺対策計画との連携
医療	・メンタル不調者が適切に医療機関に繋がる体制整備 - 精神科緊急医療体制の整備、地域の医療機関、行政、学校、職場との連携 ・精神障がい者を地域で支える医療の強化 - 入院患者の早期地域移行・定着に資する取組の実施、課題の把握、地域移行後の関係機関の連携体制の充実
障がい福祉・介護	・地域相談支援体制の充実 ・精神障がい者支援の質の確保を目的とした人材の育成 ・介護と障がい福祉の連携体制の充実

【現状と課題】

精神科病院の入院患者数は、全国中央値と比較すると（人口10万人あたり）高い状態であり、特に1年以上長期入院している65歳以上の高齢者の割合が多くなっています。退院し地域で生活するためには、医療・介護・障がい・福祉・保健等関係機関の連携が必要です。令和5年度から「高齢・障がい地域支援会議」を2か月に1回定例開催していますが、精神科を有する病院の参加は少ない状況です。今後、更に多機関の連携体制の構築が必要となります。

また、保健福祉総合計画策定のためのアンケートにおいて、「外出する際に困ること」に関する設問に対して、「理解が得られず、偏見や差別がある」という回答がありました。また、「障がいに対する差別や偏見の有無」の問いには、「ある」「ある程度あると思う」とする回答が、回答者数の約4分の1程度ありました。「障がい」を個人の特性として幅広く理解し、障がい者（児）、そ

の家族が偏見や差別の無い社会の中で安心して生活できる環境づくりが必要です。

【国の目標値に沿った佐々町の目標値】

項目		基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数		—	316日以上
精神病床における一年以上長期入院患者数		44	36
精神病床における早期退院率	入院後3か月時点	69%	69%
	入院後6か月時点	86%	86%
	入院後1年時点	92%	92%

(国の目標値)

- ・精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数は316日以上を参考
- ・1年以上の長期入院患者数は令和4年末時点の81%
- ・精神病床における早期退院率は入院後3か月時点69%、6か月時点86%、12ヶ月時点92%
- ・1年以上の長期入院患者数は2021年6月時点 ReMHRAD 地域精神保健福祉資源分析データベースを参考

【具体的な取組】

日頃からこころの健康づくりを見つめなおすきっかけづくりを行い、精神障がいを持つ本人・家族が安心して生活できる相談支援体制を構築します。

また、佐々町における「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について、自立支援協議会や部会において、課題解決に向けた検討を行います。

項目	取組内容
精神保健などの普及啓発	・全住民を対象とした「こころの健康づくり」の取組として、「こころの健康づくり講演会」を開催します。※自殺対策計画参照 ・健診の機会を利用して、心の健康に関する媒体を配布する等して、心の健康を見つめなおすきっかけづくりをします。※自殺対策計画参照 ・相談窓口（多世代包括支援センター、フリースペースなずな、親の会こもれば、日頃からの閉じこもり予防として地域における通いの場を紹介・参加を促す等、相談先や居場所を周知します） ・地域における精神障がい等、障がいの理解の促進と、病気に対する正しい知識の習得、差別・偏見のない地域を目指すために、若い世代への出前講座を実施します。
施設・精神病院へ地域移行の普及啓発	・県北保健所と連携し、地域移行の理解促進に関わる普及啓発を行います。 ・長期入所、入院患者の傾向や課題を把握し、地域移行への課題の解決に向けた方策を検討します。
社会参加、活躍の場の提供ピアサポーター、ピアカウンセリングの場の提供	・精神障がいなど何らかの課題を持つ方が同じ立場で語り合える場を設置します。 ・当事者が社会参加、活躍する場を「さざまる市場」の中で設けます。
ライフサイクルに応じた多岐にわたる支援・連携体制の構築	・幼児期から高齢期までライフサイクルに応じたメンタルヘルス対象像に応じて、関係部署と連携し支援します。 ※詳細は、P179の「ライフサイクルに応じたメンタルヘルス対象像と他の事業計画との連動」を参照

相談支援体制の充実	・地域ネットワーク情報交換会や関係機関等からの情報により、地区担当者が相談窓口となり、専門機関とともにメンタルヘルス不調者の把握・介入、早期対応・早期治療による重症化予防に取り組みます。 ・状況に応じて、ケース会議を開催し、個別の支援方針、役割分担を行いながら寄り添いながら支援します。
生活支援体制整備	・介護保険、障害福祉サービス、また、住民主体のボランティア活動により、日常生活における生活支援（移動・掃除・洗濯・買い物・調理・見守りなど）の情報提供や関係機関や団体との調整を行います。 ・精神障がい者が町営住宅へ入居できるよう、障がいの状態に合わせて関係課との連絡調整を図ります。また、町営住宅及び民間事業所の賃貸住宅への入居の際など、身寄りがない、キーパーソンが不在等の課題がある場合であっても、必要なサービス等を受けることができるように支援します。 ・受け皿の充実として、サービス提供事業所等の研修の機会や事例検討会、個別の課題に応じた障害ケース会議を開催します。
地域移行支援部会の実施	・精神科病院等から相談があった際には、本人の意思を尊重し、地域移行支援部会において検討し、地域移行までの具体的な支援を行います。
地域生活移行後の継続的支援	・地域生活移行後も関係機関である相談支援事業所やその他のサービス事業所とも協力し、心身の状況に応じて日常生活の相談対応を継続的に実施します。

高齢・障がい地域支援 会議の実施	障がい福祉・介護の関係事業所、社会福祉協議会、多世代包括支援センター等にて、日頃より定期的な連絡会や課題の解決、検討の場を持ち、個別及び地域全体の課題の把握を行い、今後の地域生活への移行の促進について検討します。 ・受け皿の専門的技術の充実を図るために、精神保健に関する研修会を実施します。 ・「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」に関する内容について会議の中で周知を図ります。
-----------------------------	---

ライフサイクルに応じたメンタルヘルス対象像と他の事業計画との連動

ライフサイクル	領域	支援内容	
幼年期から 青年期	○主に母子保健・子育て支援 教育／学校保健／医療・療育／障がい支援との連携	医療的ケア児支援 発達障がい 不登校 ヤングケアラー ³³ 児童虐待 若者自殺対策 等	子ども・子育て支援事業計画 健康さざ21（健康増進計画・食育推進計画） 障害者計画・障害（児）福祉計画 自殺対策計画 介護保険事業計画
周産期 妊娠から 産褥産後	○主に母子保健 産科・婦人科／子育て支援機関との連携	妊産婦メンタルヘルス 妊産婦自殺対策 産後うつ等の産褥期支援 等	
壮年期から 中年期	○主に成人保健・福祉 産業保健／生活福祉／居住支援／障害福祉サービス事業所との連携	ひきこもり 貧困・貧困に伴う健康問題 気分障がい、依存症 がん等の身体疾患 自殺対策・遺族支援	
更年期・ 老年期	○主に高齢者支援 高齢・福祉・介護保険事業所との連携	老々介護、老障介護 独居高齢者（孤独・孤立者支援） 認知症 セルフネグレクト ³⁴ ・ 高齢者虐待等	

³³ ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

³⁴ セルフネグレクト：自分に関心がなくなり、健康面や社会生活に影響が出ている状態。

3. 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の居住支援のために以下の機能を整備し地域で支える体制です。前段の地域生活への移行や「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築がなされるためには、地域生活拠点の整備が必要です。住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようライフステージに合わせた切れ目ない支援を提供します。

1.2の現状課題より、地域生活支援拠点に求められる5つの機能

- ① 相談（地域移行、親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場（一人暮らし・グループホーム等）
- ③ 緊急時の受け入れ・対応（短期入所等の確保）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

【具体的な取組】

機能	内容
相談 （地域移行、親元からの自立等）	・多世代包括支援センターの地区担当制等を活用し、相談対応を行います。また、複合的な問題がある場合は、ケース会議等において、課題の解決、支援方針の共有・統一、役割分担を行い本人の望む暮らしの実現に向けて支援します。
体験の機会・場 （一人暮らし・グループホーム等）	・本人の意思を尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生活できるように、地区担当等が関係機関との調整役となり、一人暮らし、グループホーム等の体験の機会を設けます。 ・地域との交流・参加の場である「さぎまる市場」を継続的に行うことで、地域や関係機関との交流の機会をつくれます。
緊急時の受け入れ・対応（短期入所等の確保）	・近隣市町など広域での体制整備により、強度行動障がいや精神障がい等により在宅での生活を継続することが困難な場合は、緊急時の受け入れ施設を確保します。

専門性（人材の確保・養成、連携等）	・多様化する問題（依存症・ひきこもり・虐待・生活困窮・ケアラー・権利擁護等）に対して専門的知識・技術を持つ人材の確保・養成を目的として、高齢・障がい地域支援会議の中で事例検討会、研修会を実施します。
地域の体制づくり （サービス拠点、コーディネーターの配置等）	・多世代包括支援センターの機能により、地区担当等による個別の相談対応、関係機関との調整を行います。 ・個別の支援から地域の課題の把握、情報の整理を行い課題解決に向けて検討する場「自立支援協議会（部会）」を実施します。

4. 障害福祉サービス利用における適正化と地域生活支援の充実

福祉施設利用者のうち、就労移行支援、就労継続支援等を通じて、一般就労への移行が見込まれる方に対して、相談支援事業所、就労移行支援・就労継続支援事業所とともに本人が抱える課題に対してともに向き合い一般就労への移行支援を行います。また、本人の心身の状態に応じた障害福祉サービスの利用を勧めます。

【現状と課題】

就労移行支援・就労継続支援利用の実績は、増加傾向となっています。今後もサービスの充実を図ることや、利用者の更なる高齢化に伴い利用状況及び心身の状態を定期的に確認し、必要なサービスへと繋がります。

就労移行支援、就労継続支援利用実績（令和5年3月末時点）（単位：人）

	R2	R3	R4
就労移行支援	0	0	0
就労継続支援（A型）	3	3	2
就労継続支援（B型）	42	54	58

就労継続支援（A型）年代別利用実績（令和5年3月末時点）（単位：人）

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	計
就労継続支援(A型)	1	0	1	1	0	0	0	3

就労継続支援（B型）年代別利用実績（令和5年3月末時点）（単位：人）

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	計
就労継続支援(B型)	12	14	15	8	15	2	2	68

【目標】

福祉施設から一般就労への移行

項目	基準値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
福祉施設から一般就労への移行	0	1

（国の数値目標）

就労移行支援事業所を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上。

就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）の一般就労の移行者数

項目	基準値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
一般就労への移行者数	就労移行支援	0
	就労継続支援A型	0
	就労継続支援B型	0

（国の数値目標）

就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.31倍以上。

就労継続支援A型事業所を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.29倍以上。

就労移行支援B型事業所を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上。

【具体的な取組】

項目	内容
計画書及びモニタリング報告書の確認と提案	・初回利用時の計画書及びモニタリング報告書において、担当者による確認を行います。 ・本人の意思を尊重し、障がいの種別・程度に応じたサービス利用、自立の阻害要因の有無の確認と助言、家族の支援、65歳以上の高齢者の介護保険への移行等の検討を行います。

65歳以上の 社会参加支援	・就労継続支援B型等を利用中で介護保険認定を受けた方等、心身の状況により就労継続支援としての利用が困難な方に対して、単にサービスを中止するだけでなく、生きがい・役割をもち過ごせる場（介護予防を資する通いの場、居場所等）の情報提供を行い、参加に繋がるコーディネート役となり孤独にならない体制づくりを行います。
一般就労への 移行支援	・就労継続支援から一般就労の際に、関係機関が関わり公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業支援センターなどと連携して、一般就労・障がい者雇用支援を行います。

5. 障がい児支援の提供体制の整備(子ども・子育て支援事業計画に準じ実施)

現在、妊娠期・乳児期・幼児期・学童期の段階に応じて「子ども・子育て支援事業計画」と連動させ実施しています。今後も、発達に関する何らかの心配事があっても障がいを持つ児童・家族が地域で安心して生活できる環境を整備します。

【現状と課題】

母子保健・子育て支援事業計画による実施状況により、療育専門相談等の件数は令和2年度から相談枠の上限に達している状況であり、障害児福祉サービスへと繋がっています。今後も相談体制及び個々の状態に応じた支援の受け皿の確保について関係機関と連携して検討します。

療育専門相談実績

(単位：人)

年度	実人数	延べ人数
令和2年度	73	85
令和3年度	84	91
令和4年度	82	88

障害児福祉サービスの利用実績

(単位：人)

	R2	R3	R4
児童発達支援	7	15	17
放課後等デイサービス	26	44	48
保育所等訪問支援	0	3	3

医療的ケア児が地域生活を継続するためには、在宅でケアする家族の負担軽減も必要です。児童及び家族のケアの状況、家族の身体状況を把握し、生活環境など必要に応じて短期入所等を勧めるなど、日頃より関係事業所との情報交換が重要となります。

【具体的取組】

項目	内容
相談窓口の普及啓発	・多世代包括支援センター内「子育て世代支援センター」について、広報誌や事業で周知します。
早期介入 発達専門相談	・健診の機会や学校との連携により発達専門相談の利用について促し、早期介入に努めます。 ・相談後も児童や保護者が孤立することなく生活できるように、相談先の周知や相談の受け止めなど切れ目のない支援を行います。
児童の特性に応じた 個別支援の充実	・児童発達支援・放課後デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスに繋げるとともに、関係事業所とともに個々の状態に応じた支援を行います。
地域社会への参加	・「さざまる市場」など参加の機会を利用し、障がい児および家族の地域生活への参加を促進します。
医療的ケア児支援の 地域生活支援体制の 整備	・医療的ケア児の支援体制の課題等の協議の場として、自立支援協議会（子ども部会）を実施します。

児童発達支援センターの設置	・長期的な目標として児童発達支援センターの設置を検討します。設置するにあたって課題の把握・解決に向けた方策を庁内外の関係部署・機関と検討します。 ・機能の充実を図るために、現在の母子保健事業における機能を活かしながら療育分野の充実を図ります。
---------------	--

6. 相談支援体制の充実・強化

地域の相談支援の拠点として、実情に応じた総合相談・専門相談、地域の相談体制の強化の取組、地域移行・地域定着、権利擁護・虐待防止の業務を行います。基幹相談支援センターを設置し、相談支援の充実を図ります。

【現状と課題】

令和4年度からの庁舎内の組織編制により、多世代包括支援センター内に障がい相談支援センターが設置され、令和5年度からは地区担当制を導入し、障がい者や心身に何らかの問題を抱えている方の相談対応、障害福祉サービスの利用状況等の確認を行っているところですが、より一層の充実を図るためには、専門職の配置が必要です。

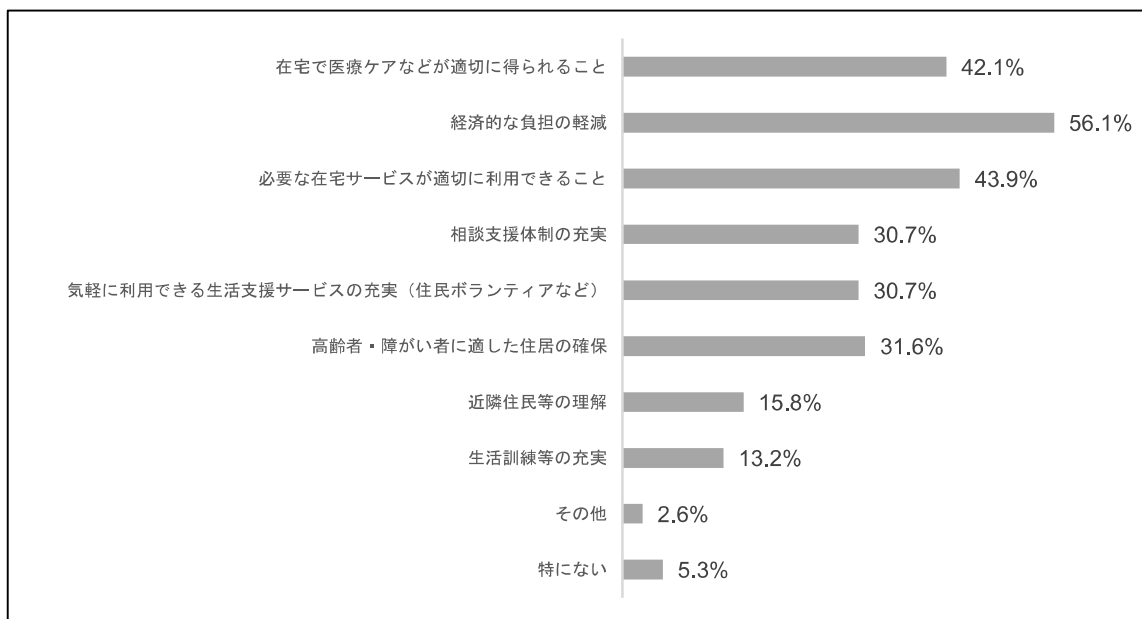
町内の相談支援事業所は4か所あり、相談支援専門員とともに個別ケースを通して徐々に連携を図っているところです。しかし、相談支援専門員1人が持つケース数が膨大であり、個別ケースの支援など状況に応じて後方支援が必要です。

相談支援サービス量の実績（一か月あたり：人）

	第6期実績		
	R2	R3	R4
計画相談支援	9	20	24
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

知的障がい者や精神障がい者など判断能力に課題がある方で、身近に頼れる人がいない等により、医療・介護・障害福祉サービスの利用の手続きや金銭管理が困難になりサービス利用が円滑に進まない実態があります。問35「成年後見制度があることを知っていますか？」への回答は、既に利用している方が1人（約1%）、「内容は知っているが利用したことはない」33人（約32%）でした。「知らない（はじめて知った）」39人（約36%）、「言葉は知っているが、内容は知らない」33人（約31%）と、「成年後見制度」への認知度は合わせて全体の半数以上でした。今後も必要な人が制度に繋がるように普及啓発を行います。

また、町が今後特に力を入れるべき施策に関するアンケート設問への回答では、経済的負担の軽減とする回答が、回答率56%以上と最も多いという結果でした。



【具体的な取組】

項目	内容
総合相談・専門相談	・基幹相談支援センターを設置します。 ・障がいに関する専門相談員として相談支援専門員を配置します。
地域の相談体制強化の取組	・個別ケースを通じて、ケース会議を実施し、課題の共有、解決の方針・役割分担を行います。 ・高齢・障がい地域支援会議において、連絡会等を通して日頃より連携体制を構築します。また、複合的な問題に対する事例検討や研修会を開催します。
地域移行・地域定着支援	・県北保健所と連携し、入所施設・精神科病院への働きかけを行い、地域生活への移行における地域移行支援部会を開催します。
権利擁護・虐待防止	・本人の判断能力に応じて、成年後見制度、遺言書作成、消費者被害などについて、利用可能な制度を周知し、関係機関と連携しながら本人の権利を守り不利益にならないように支援します。また、後見人が選任されたのちは、対象者には後見人などへの報酬助成制度の周知を図ります。 （＊詳細は、成年後見制度利用促進基本計画参照） ・障害福祉サービス事業所と日頃より連携して本人の心身の状態に応じたサービス提供します。本人及び養護者支援にも留意し、日頃より虐待リスクの把握に努め相談支援事業所等とともに虐待の防止に向けて対応します。

○障害福祉サービス等の見込量

障害福祉計画および障害児福祉計画は、令和5年5月に告示された国の「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針」に基づき、施策に関する成果目標や障害福祉サービス等の供給見込み量などについて定めるものです。

サービス供給見込み量は、令和3年に策定した「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画障害者計画」のサービス利用実績、障がい者（児）の推移等を踏まえて算定しています。国の基本指針における成果目標について、本町の実状を踏まえ令和8年度末までの数値目標を設定しました。

障害福祉計画に定めるべき、障害福祉サービス等の種類ごとの令和8年度までの必要量の見込みを実績値の増減及び前述の国の基本方針で示された目標水準をもとに設定します。

(1) 訪問系サービス量の見込み

訪問系サービス量の見込みとしては、令和4年度の利用実績に加え、今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、毎年度96名の利用者（1人あたり月利用時間16時間）の増加を見込んでいます。

サービス提供体制を充実させ

るため、圏域内の事業所の利用を検討し、介護保険事業所に対し障害福祉サービスへの参入を促すなど、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

訪問系サービス（一か月あたり）

	第6期実績			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	実人数	実人数	実人数	実人数	実人数	実人数
	時間	時間	時間	時間	時間	時間
居宅介護	8	8	12	8	8	8
	120	120	180	120	120	180
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
同行援護	5	5	2	3	3	3
	10	10	4	6	6	6
行動援護	1	1	1	2	2	2
	2	2	2	4	4	4
重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス量の見込み

日中活動系サービスについては、令和4年度の利用実績に加え、特別支援学校卒業生の利用増を勘案し、サービス量の見込みを行いました。就労継続支援（A、B型）については、町内に事業所が整備されてきており、見込量に対応できると考えます。生活介護、就労移行支援事業所については、事業所の新規参入を働きかけると共に圏域内の事業所の利用を図りながら、見込量の確保に努めます。

日中活動系サービス（一か月あたり）

	第6期実績						第7期計画					
	R3		R4		R5		R6		R7		R8	
	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)
生活介護	30	630	31	651	31	651	32	672	32	672	32	672
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	0	0	0	0	2	24	2	24	2	24	2	24
就労継続支援 (A型)	3	33	2	22	1	12	2	24	2	24	2	24
就労継続支援 (B型)	54	648	58	696	59	708	60	720	60	720	60	720
就労定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	1	14	1	14	1	14	2	28	2	28	2	28
短期入所 (医療型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 居住系サービス量の見込み

共同生活援助（グループホーム）の令和4年度の実績、施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を考慮し、サービス量の見込みを行いました。共同生活援助は、施設からの移行や親亡き後も障がい者が地域で暮らし続けるための受け皿になることが期待されることから、利用者の状況を勘案しながら、事業者の参入の促進を行うなど、見込量の確保に努めます。

自立生活援助については、令和4年度の実績と障がい者の地域移行、現在単身で生活されている方の利用を見込み、毎年度2名ずつの利用増加を見込みます。制度の周知を行いながら、必要な方のサービス利用に繋げていきます。

居住系サービス（一か月あたり）

	第6期実績			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	実人数	実人数	実人数	実人数	実人数	実人数
共同生活援助	20	20	20	22	24	26
自立生活援助	0	0	0	0	0	0

(4) 入所系サービス量の見込み

施設入所支援については、令和4年度の実績、地域生活への移行促進等を勘案し、量を見込んでいます。共同生活援助などへの移行を検討しながら、施設入所者の地域移行を推進していきます。療養介護については、現在の利用者が引き続き利用されることを踏まえ、量を見込んでいます。現在の支援で見込量の確保は行われていると考えます。

入所系サービス（一か月あたり）

	第6期実績			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	実人数	実人数	実人数	実人数	実人数	実人数
施設入所支援	18	18	18	18	18	18
療養介護	5	5	5	5	5	5

(5) 相談支援サービスの量の見込み

計画相談支援については、基本的に全ての対象者へ実施することを見込み、月ごとの平均利用人数を見込んでいます。地域移行支援、地域定着支援については、福祉施設からの地域生活移行者の利用を勘案し、サービス量の見込みを行いました。相談支援事業所等の連携を図りながら、全ての対象者が利用できるようなサービス提供体制の構築に努めます。

相談支援サービス（一か月あたり）

	第6期実績			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	実人数	実人数	実人数	実人数	実人数	実人数
計画相談支援	20	24	24	25	25	25
地域移行支援	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	0	0	0	0	0	0

○障害児福祉サービス等の見込量

(1) 障害児通所支援等のサービス量の見込み

障がいのある児童の地域での健やかな育ちや豊かな暮らしの保障に努め、児童福祉法に基づいて、障がい児支援を提供するものです。

① 児童発達支援

近年の利用者増の実績に基づき、利用者数及び利用日数の増を見込んでいます。「療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童」について、発達状況、家庭状況等を適正に把握し支給量の決定を行います。複数の事業所を利用する児童が増加することが見込まれるため、対象児童にとって一貫性のある支援が提供されるよう、相談支援事業所、障害児通所事業所等との連携を図ります。

児童発達支援

	第2期実績						第3期計画					
	R3		R4		R5		R6		R7		R8	
	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)
児童発達 支援	15	120	17	136	17	136	18	144	19	152	20	160

② 医療型児童発達支援

現在、町内に該当児童が0人のため、本計画においてサービス量の見込みは行っていません。

医療型児童発達支援

	第2期実績						第3期計画					
	R3		R4		R5		R6		R7		R8	
	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)
医療型 児 童 発 達 支 援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

③ 放課後等デイサービス

近年の利用ニーズ及び利用状況を勘案し、サービス量を見込みました。対象児童の将来を見据え、適正な支給量の決定を行います。複数の事業所を利用する児童が増加することが見込まれるため、対象児童にとって一貫性のある支援が提供されるよう、相談支援事業所、障害児通所事業所等との連携を図ります。

放課後等デイサービス

	第2期実績						第3期計画					
	R3		R4		R5		R6		R7		R8	
	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)
放課後等 デ イ サ ー ビ ス	44	704	48	768	48	768	50	800	52	832	54	864

④ 保育所等訪問支援

障がいのある児童の児童発達支援及び放課後等デイサービスとの併用を勘案し、サービス量を見込みました。障がいのある児童が地域の保育園等でインクルーシブ保育が受けられるように、保育所等訪問支援事業所、保育園等と連携しながら、体制作りの構築に努めます。

保育所等訪問支援

	第2期実績						第3期計画					
	R3		R4		R5		R6		R7		R8	
	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)
保育所等 訪 問 支 援	3	16	3	18	1	24	2	48	2	48	2	48

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援とは、障害児通所支援を利用するための外出が著しく困難な重度の障がい児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与等の支援を提供する事業です。現在、町内に該当児童が0人のため、本計画においてサービス量の見込みは行っていない。

居宅訪問型児童発達支援

	第2期実績						第3期計画					
	R3		R4		R5		R6		R7		R8	
	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)	実人数 (人)	利用 日数 (日)
居宅訪問型 児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑥ 計画相談支援

近年の利用ニーズ及び利用状況を勘案し、サービス量を見込みました。

計画相談支援

	第2期実績			第3期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	実人数	実人数	実人数	実人数	実人数	実人数
計画相談支援	19	24	26	27	28	29

○地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業とは、地域で生活する障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じて支援を実施する事業になります。佐々町では、日常生活用具給付事業をはじめ、日中一時支援事業や移動支援事業等を実施しています。

■必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

インターネット、広報紙等を活用した広報活動を実施し、障がい者等やその家族に対して情報を提供するとともに、啓発のパンフレット等を作成することで住民に対する障がいについての理解啓発事業を実施します。地域共生社会の実現に向けて、障がいのある方等への理解が広まるよう、各年度2回の講演会等の開催を見込んでいます。

理解促進研修・啓発事業（実施回数）

	第6期実績			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業	0	1	2	2	2	2

② 自発的活動支援事業

障がい者等、その家族、地域住民等による地域においてピアサポート活動、孤立防止活動、ボランティア活動など自発的な活動を支援する事業です。令和元年度まで実施に至っていませんが、今後検討していくため、各年度1団体への支援を見込んでいます。活動団体の掘り起こし等、検討を行っていきます。

自発的活動支援事業（支援団体数）

	第6期実績			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
自発的活動支援事業	0	0	0	1	1	1

③ 相談支援事業

障がい者本人、保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な支援を行う事業です。障がい者への相談体制強化のため、基幹相談支援センター機能については、令和4年度から、様々な困り事の相談窓口の機能を有する多世代包括支援センターが活動を始めました。また、デジタル化する社会が、障がいがある人もない人もという考え方から「障がいがあることを意識しない」環境へと進展する要素を含んでいることから、IT・ICT技術の進化の情報収集に努め、デジタルを活用した相談窓口などの障がいを意識しない環境づくりを目指します。

相談支援事業（箇所）

	第6期実績			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者相談支援事業	2	3	3	3	3	3

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用している又は利用しようとする、知的障がい者及び精神障がい者の成年後見等の報酬等必要となる経費の全部または一部を補助する事業です。生活保護受給者等の単身で生活されている障がいのある人で意志決定が困難な方の制度利用を想定し、各年度1名の利用を見込んでいます。障害福祉サービス業務の中で、制度利用が必要と思われる方に対して働きかけを行っていきます。

成年後見制度利用支援事業（人／年）

	第6期実績			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度利用支援事業	0	0	0	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援する事業です。

令和5年度時点において、本町には法人後見を行う法人等はありませんが、公共性・継続性が高い法人後見制度について、社会福祉協議会等関係機関と連携して検討を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を推進するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、意思疎通支援の充実を図る事業です。手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、令和5年度利用者数を基に見込みを行いました。

意思疎通支援事業（実人数／年）

	第6期実績			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
意思疎通支援事業	2	2	1	0	1	1

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るために重度障がい者等に給付する日常生活用具について、その利用を促進する事業です。排泄管理支援用具については、過去2年間（令和3年度～5年度）の実績をもとに見込んでいます。排泄管理支援用具以外の用具についても同様に、過去3年間の実績基に見込みました。

日常生活用具給付等事業（件／年）

	第6期実績			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護・訓練支援用具	0	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	1	0	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	4	1	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	2	1	1	1	1	1
排泄管理支援用具	353	340	352	350	350	350
居宅生活動作補助用具 （住宅改修）	1	0	2	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得した者を養成するための事業で、手話奉仕員養成講座を開催します。（1年目が入門、2年目が基礎の2年間で研修終了となる事業です。）研修の参加者については、広報等を行うことにより掘り起こしを行います。

手話奉仕員養成研修事業（人／年）

	第6期実績			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話奉仕員養成研修事業	0	8	8	8	8	8

⑨ 移動支援事業

【障がい者】

屋外での移動が困難な障がい者について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援の充実を図る事業です。地域で生活を行う知的障がい者等の社会参加の利用を想定し2名の利用を見込んでいます。障害福祉サービス業務の中で、制度利用が必要と思われる方に対して働きかけを行っていきます。

		第6期実績			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
移動支援事業	人／年	0	1	2	2	2	2
	延時間	0	21.45	79.52	60	60	60

【特別支援学校通学支援】

令和元年度からの実施事業で、特別支援学校への通学をする小中学生の支援を行う事業です。令和5年度の実績をもとに、同数の年間7名の利用を見込みました。特別支援学校へ新しく入学する生徒・在学中の生徒へ働きかけを行っていきます。

		第6期実績			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
移動支援事業	人／年	5	5	7	7	7	7
	延時間	199	193	197	197	197	197

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターとは、障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するものです。障がい者の方が利用できる社会資源の創出として、計画期間中の設置について検討を行うこととします。

■任意事業

⑪ 日中一時支援事業

日中一時支援事業とは、障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。令和3年度～5年度の実績をもとに見込みました。しかし、今後利用ニーズの増加も考えられるため、事業所との連携体制の構築に努めます。

日中一時支援事業

		第6期実績			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
日中一時支援事業	人／年	1	2	2	1	1	1
	延回数	5	3	5	4	4	4

⑫ 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成支援事業

第6期計画期間では、自動車改造費助成支援事業の利用はありませんでしたが、今後の利用を想定し、各年度それぞれ1名の利用を見込んでいます。相談等の中で、制度利用が必要と思われる方に対して働きかけを行っていきます。

自動車運転免許取得費・自動車改造費助成支援事業（人／年）

	第6期実績			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
自動車運転免許取得費助成支援事業	0	0	0	1	1	1
自動車改造費助成支援事業	0	0	0	1	1	1

③ 声の広報事業

視覚障がい者に対し、広報誌の音声データを配布する事業です。現在は利用者がありませんが、引き続き周知を行い、支援を行っていきます。

声の広報事業（人／年）

	第6期実績			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
声の広報等発行事業	0	0	0	1	1	1